

公益財団法人日本セーリング連盟
ワンデザインクラス計測委員会
業 務 処 理 要 領

I. 公益財団法人日本セーリング連盟（以下、連盟という。）・ワンデザインクラス計測委員会（以下、ODC計測委員会という。）のメンバーの構成

1. 国内において活発に活動し競技艇数も比較的多いクラス協会の計測委員長（チーフ・メジャラー）もしくは委員長に準ずる者で、当該クラス協会の推薦者。
2. 全日本学生ヨット連盟、全国高等学校体育連盟ヨット専門部等階層別団体からの推薦者で、当該団体の計測委員長もしくは委員長に準ずる者。
3. 47都道府県連のブロック分けである各水域（水域）からの推薦者で、当該団体内で計測委員長もしくは委員長に準ずる者で、当該水域の推薦者。人数は各水域1名以内。
4. 国民体育大会を開催する都道府県（次回、次々回等）の国体計測責任者。
人数は若干名。
5. ODC計測委員長の推薦者。
人数は若干名。
6. アドバイザー
計測について特に専門的知識、経験あるいは技術を持った者で、ODC計測委員長からの推薦者。
人数は若干名。
7. 事務局
ODC計測委員長からの推薦者。但しODC計測委員の兼任もある。
人数は若干名。

上記の推薦者は原則として以下の要件を満たす者であること。

- ① 計測業務に精通し、指導力があること。
- ② 事務処理能力を有すること。（なおEメールアドレスを持っていることは必須条件）
- ③ 人柄温厚で協調性があり、飲酒の品行に問題がないこと。
- ④ 年に1回ないし2回程度開催される定例会議に出席できること。

II. ODC計測委員会の主な業務

1. 公式計測員の承認・認定及び登録名簿等の管理。
2. 公式計測員規程等計測関連規則等の管理。
3. セーリング装備規則（以下、ERSという。）改訂等に伴う翻訳業務等日本語版ERSの管理。
4. ERS講習会の開催。
5. ODC計測委員会公式ホームページの管理。
6. 連盟登録スタンプ並びに連盟セール計測スタンプのデザイン等の管理。
7. 各クラス協会等計測部門等との連絡・調整。
8. 各クラス計測講習会開催の支援。
9. 全日本選手権大会の大会計測実施の際の支援。
10. インターナショナル・メジャラー（以下、IMという。）候補者推薦委員会の主管。
11. インハウス・メジャメントの管理。
12. 国体並びにリハーサル大会等への計測担当競技役員派遣者の推薦と支援。
13. ODC計測委員長は毎年度連盟専務理事宛、翌年度事業計画書・予算計画書及び前年度事業報告書・決算報告書等を提出しなければならない。
また、任期毎に計測委員名簿・アドバイザー名簿及びIM推薦者委員会構成員名簿等を連盟理事会宛提出する。

III. 連盟（主管 ODC 計測委員会）の業務について

1. クラス規則に基づくMNA（連盟）としての計測証明書及びセール番号の交付等の業務については原則として当該クラス協会の計測担当部門に委託するものとする。
 なお、クラス協会計測担当部門はODC計測委員会に委員を推薦しているクラス協会の場合は、その委員をもって当該クラス協会の計測担当部門とする。
2. ウィンドサーフィン・クラスについては更にクラス分けがなされているが、ウィンドサーフィンの最高運営団体である日本ウィンドサーフィン協会に委託するものとする。
3. 業務を委託されたクラス協会は実施した業務について、毎年度末までに連盟に報告するものとする。
4. 当該クラス協会が発行する計測証明登録証等に使用する連盟登録スタンプは、原則として連盟所定のスタンプを使用するものとする。

IV. 公式計測員の認定・登録及び公示

1. クラス協会からの推薦
 - 1 当該クラス協会は、「公式計測員規程」3 条に定める認定要件を満たす者を、クラス・メジャラーとして推薦する。
 - 2 クラス・メジャラーには、フル・メジャラーとメインテナンス・メジャラーの2種類があり受講した講習会のコース及び受講者の実績等により分けられる。
 - 3 ODC計測委員会は、クラス協会から公式計測員として承認申請があった場合は、審査の上、特段の事情がないかぎり公式計測員として承認する。
 - 4 ODC計測委員会事務局は、公式計測員として認定された者（メジャラー登録名簿（添付））に登録し、連盟公式ホームページに公示する。
 - 5 承認申請を行うクラス協会は、公式計測員推薦者名簿（添付）及び推薦書（添付-2）をODC計測委員会に提出する。
2. ERSを採用しているクラス協会からのオフィシャル・メジャラーの推薦
 ERSを採用しているクラス協会の公式計測員（推薦者）の中からオフィシャル・メジャラーとして推薦された者は審査の上、特段の事情がない限りERSの「オフィシャル・メジャラー」として承認し、連盟公式ホームページに公示する。
 但し、「オフィシャル・メジャラー」として登録されるには、連盟等が開催する講習会を受講しなくてはならない。
3. チーフ・メジャラー（計測委員長）の登録
 クラス協会からチーフ・メジャラーの届け出を受けた場合計測委員会事務局はメジャラー登録名簿に登録する。
4. 認定料
 公式計測員としての認定料は、1,500円とする。
5. 登録番号等

所属クラス団体 (3 桁)	ジャンプの種類 (F/M)	番号 (4 桁)	ERS オフィシャル・メジャラー (OM)

(1) 所属クラス団体コード番号

日本470協会	057
日本フィン協会	058
日本スナイプ協会	059
日本シーホース協会	060
日本OP協会	061
日本FJ協会	062
日本モス協会	063
日本505協会	064
日本ファイアーボール協会	065
日本レーザー協会	066
日本インターナショナル14協会	067
日本トーンード協会	068
日本トッパー協会	069
日本K16協会	070
日本ミラークラス協会	071
日本ナクラ協会	072
日本シーホッパー協会	073
日本ドラゴン協会	074
日本420協会	075
日本J24協会	076
日本国際ヨーロッパ級協会	077
日本ウィンドサーフィン連盟	078
日本テーパー協会	079
日本エンタープライズ協会	080
日本ホビークラス協会	081
日本模型ヨット協会	082
日本49erクラス協会	084
日本シードスポーツ協会	087
日本B14クラス協会	088
日本29erクラス協会	092
日本メルゲス24クラス協会	093
日本ミニトン協会	200
セーリングスピリッツ協会	207
日本A級ディングー協会	214
日本イングリッド協会	215
日本アクセスクラス協会	218
日本X-35ワンデザインクラス協会	223
日本IRCオーナーズ協会	227
日本オープンビッククラス協会	228
連盟外洋計測委員会所管・IRC委員会	250
連盟外洋計測委員会所管・セイルメジャラー部会	251
日本ORC協会	252

(2) メジャラーの種類 コード番号

フル・メジャラー	F
メンテナンス・メジャラー	M

(3) 番号

メジャラーの所属するクラス毎に各々0001から始まる一連の番号。

(4) ERS

ERSを採用しているクラスのオフィシャル・メジャラーについては、そのコード番号として OM を記す。

V. ERS 講習会の準備

1. 講習会の実施計画

- (1) 講習会の実施計画は、原則と ODC 計測委員会が、講習会開催地県セーリング連盟等と協議し、ERS 改正年の3月末日までに立案することが望ましい。
- (2) 講習会開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等各水域の中心地等とするも、受講希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- (3) 講習会の日程は、1日間実施とする。
- (4) 講習会の日程等について、連盟公式ホームページに公示する。
- (5) なお、ERS 採用クラスについては当該クラス協会が実施する計測講習会と併催講習会を併催することでERS 講習会として認定することができる。(講習会の開催については、ODC 計測委員長と協議すること)

2. 担当者等の任命

ODC 計測委員長は、講習会のための実施担当者及び講師を任命する。

3. 計画書及び予算書の作成

ODC 計測委員長より任命された実施担当者は、担当する講習会についての計画書並びに予算書を作成し、ODC 計測委員長の承認を得て、次の事項を行なう。

- (1) 会場の予約、必要な場合は講習会補助員の依頼、宿泊の斡旋・予約等を行う。
- (2) 担当講師と事前の打ち合わせを行なう。
- (3) 下記事項を含む講習会開催要項を講習会開催日の約2か月前までに公示する。
 - 1 期日及び時間
 - 2 場所(セール、艇体等が準備可能なヨットハーバーが望ましい)
 - 3 受講資格
連盟会員登録証の写し。
(更新のための講習においては、連続する4年間の会費納入を確認する。)
 - 4 受講申込書は講習会開催日以前に実施担当者宛提出すること。また受講費用は講習会の当日に徴収する旨を記載しておくこと。
 - 5 費用
 - 1) 受講料 4,000円(講習料2,500円+認定料1,500円)
 - 2) クラス・メジャラー講習会と併催される場合には、当該クラス協会登録料等が必要である旨、記載する。ハ) 宿泊が伴う場合、宿泊費等について明示はするが各自払いの旨を記載しておく。
- ⑥ 受講者が持参するもの
 - 1) 受講申込書(事前に提出出来なかった場合)
 - 2) 連盟会員証の写し(事前に提出出来なかった場合)
 - 3) ルール・ブック(RRS/ERS)
 - 4) ISAF セール計測ガイド(ODC 計測委員会ホームページより入手可能)
 - 5) スチール・メジャー
 - 6) 鉛筆
 - 7) 筆記用具

- 8) 受講料
- (4) 上記受講申込書に基づき受講者一覧表を作成する。
 - (5) 講習会の関係資料、備品、器材等の用意
 - 1 講習会資料（補助教材等、担当講師と打ち合わせて用意する。）
 - 2 計測器材としての計測台、セール、メジャー等（担当講師と打ち合わせて用意する。）
 - 3 受講者一覧表
 - 4 受講申込書
 - 5 筆記用具、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭名札、その他。

VI. ERS 講習会の実施

- 1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する（各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう）と共に、資料等を配布する。
- 2. 実施担当者は、自己紹介および講師を紹介する。
- 3. 当日のスケジュール等を説明する。
- 4. 会場等により、必要な場合は昼食等の手配をする。

VII. ERS 講習会の報告と認定料の送金等

- 1. 実施担当者は、講習会実施報告書（添付）を作成し、受講申込書（添付1）、受講者一覧表（添付3-1）と共に、ODC 計測委員会事務局へ提出する。
- 2. 実施担当者は、ERS 認定料（1,500円 × 人数分）をODC 計測委員会事務局口座に送金する（なお、ODC 計測委員会事務局は認定料を連盟本部会計口座へ送金すると共に、認定料等に関する会計報告書を提出する）。
- 3. ODC 計測委員会事務局は実施報告書等及び入金確認後、連盟公式ホームページに公示する。
- 4. クラス・メジャラー認定についても上記同様とする。

VIII. 登録名簿などの整理・保管

- 1. ODC 計測委員会事務局は、受講申込書、公式計測員推薦者名簿、推薦書、登録名簿、受講者一覧表、講習会実施報告書等の管理を行なう。
- 2. ODC 計測委員会事務局は、クラス協会に委託した計測証明書及びセール番号の交付業務等について、当該クラス協会から報告を受けた場合は、その報告書等を管理する。
- 3. 資格を失った者、辞退した者、死亡した者等についての報告を受けた場合には、その者を登録名簿、および連盟公式ホームページの公示から削除する。
但し、資格を失った者については事情により一定の猶予期間を設けることができる。

IX. 認定証の交付

- 1. 認定証の発行を希望する場合には、請求により交付する。
- 2. 交付を希望する者は、交付願い書（任意）を作成し、顔写真1枚と交付手数料を添えて、ODC 計測委員会事務局へ提出する。
ただし、ODC 計測委員長が特に認める場合には、認定証交付手数料を減免することができる。

X. 更新

- 1. 更新のための認定手続き等は新規認定時に準じて行なう。
- 2. 更新する者に対しては、公式計測員規程の更新要件に基づき認定し、メジャラー登録名簿に登

録する。公式計測員の更新のための認定料は、500円とする。

3. 更新のためのERS講習会

1 日程は1日間実施

2 受講料 2,000円（講習料1,500円＋認定料500円）

ただし、ODC計測委員長が特に認める場合には、更新のための受講料を減免することができる。

XI. 会計

1. ODC計測委員長は年間予算計画書を12月上旬までに作成する。

2. 同予算計画書を基に、ODC計測委員長は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。

3. ODC計測委員会事務局は、毎年4月末日までに決算報告書を作成、ODC計測委員長に提出する。

XII. 付則（クラス協会等が開催するERS講習会）

1. 上記V. VI. VIIは連盟が開催するERS講習会について記載したものであるが、連盟とクラス協会の共同開催及び連盟の認定を受けたクラス協会単独開催の講習会がクラス協会計測講習会と併催される場合は、これらV. VI. VIIを参考にして、連盟に対して必要な講習会の開催・報告等の事務手続き等を行うものとする。

XIII. その他

1. 平成18年12月1日 制定、施行

2. 平成21年 4月1日 一部改定

3. 平成24年 2月18日 一部改定

4. 平成24年 9月8日 一部改定

5. 平成24年12月8日 一部改定

6. 平成27年 5月23日 一部改定

以上

ERS講習会（新規・更新）実施要項

セーリング競技規則（RRS）は、レースに参加するすべての艇が、クラス規則に従っていること及び有効な計測証明書あるいはレーティング証明書を保持することを求めている。そして、クラス規則あるいは大会においてセーリング装備規則（ERS）が適用される場合には、証明の管理は、各国協会（MNA）によって認定されたオフィシャル・メジャーが実施し、大会における装備の検査は、当該レース委員会によって任命されたイクイップメント・インスペクターが行うこととされている。

日本において、JSAFは「公式計測員規程」を定め、ODC計測委員会が主管して、公式計測員として、クラス・メジャーを認定し、更にオフィシャル・メジャーを認定することとした。

本ERS講習会は、クラス・メジャーとして認定されるための要件であり、また、ERSが改定された場合には受講しなければならない。

土曜日あるいは日曜日（標準型）

09 : 00	集合・受付
09 : 20	挨拶と説明
9 : 30	講義
11 : 30	昼休み
12 : 30	セール計測実習
14 : 30	休憩
14 : 40	艇体等計測実習
16 : 40	実習終了
16 : 50	解散

以下は受講者へ配布する実施要項には記載しない。

※ 事務的なことは全て講義開始前もしくは昼休みに済ませること。

※ 標準的な講習の内容

□ ERS とクラス規則について

②用語及び定義の解説

③計測証明の管理及び登録の方法

④オフィシャル・メジャーとその権限

⑤イクイップメント・インスペクターとその権限

⑥計測実習

a) セール

b) 艇体 リグ その他搭載備品等

※ クラス・メジャー講習会が併催される場合は、当該クラス規則に定められた規定について講義・実習する必要があるため、更に3～4時間が必要である。

土曜日

12 : 30	集合・受付
12 : 50	挨拶と説明
13 : 00	講義開始
14 : 45	休憩
14 : 55	講義
16 : 30	休憩
16 : 40	講義
18 : 00	講義終了

日曜日

08 : 50	集合
09 : 00	講義開始
10 : 30	休憩
10 : 40	講義
12 : 00	講義終了

- ※ 事務的なことは全て講義開始前に済ませること。
- ※ 交流会（土曜日 18 : 40 開始～ 20 : 30 終了）については別途案内し、費用は実費徴収とする（予算の目安は3,000円／1人以内）。

更新講習会のスケジュール

ERS 更新講習会時間割

土曜日あるいは日曜日

09 : 00	集合・受付
09 : 15	挨拶と説明
09 : 25	講義開始
11 : 00	休憩
11 : 10	講義
12 : 00	昼休み
13 : 00	講義
14 : 30	休憩
14 : 45	講義
17 : 00	講義終了

※ 事務的なことは全て講義開始前に済ませること。